

県内全市町村で運営する助け合いの制度

令和4年度

災害共済 県民交通

2月1日より 令和4年度の
加入受付開始

茨城県民であれば
どなたでも
加入できます

年会費
一般 900円
中学生以下 **500円** ※令和4年4月1日現在で
中学生以下の方
途中加入の場合
9月30日以降 **半額**

見舞金
をお支払い
します

交通事故で
死傷した方に

通院[入院]

3日目から!

最高で 見舞金
100万円 死亡

死亡見舞金.....100万円
傷害見舞金...2~30万円
身障見舞金.....50万円

共済期間
令和4年4月1日~
令和5年3月31日

※令和4年4月1日以降加入の
場合は、申込日の翌日から
令和5年3月31日まで

加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

| 等級 | 災害区分 | 見舞金額 |
|----|----------------|--------------|
| 1 | 死亡 | 100万円 |
| 2 | 治療実日数181日以上の傷害 | 30万円 |
| 3 | 治療実日数151日以上の傷害 | 25万円 |
| 4 | 治療実日数121日以上の傷害 | 20万円 |
| 5 | 治療実日数 91日以上の傷害 | 15万円 |
| 6 | 治療実日数 61日以上の傷害 | 10万円 |
| 7 | 治療実日数 41日以上の傷害 | 8万円 |
| 8 | 治療実日数 21日以上の傷害 | 6万円 |
| 9 | 治療実日数 8日以上の傷害 | 3万円 |
| 10 | 治療実日数 3日以上の傷害 | 2万円 |
| 身障 | 身体障害者1級・2級該当 | 50万円 |

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和2年度共済事業の状況】

| | |
|---------|----------|
| 加入者数 | 121,594人 |
| 見舞金給付件数 | 956件 |
| 見舞金給付金額 | 81,180千円 |

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

坂東市岩井4365番地
坂東市役所 交通防災課
TEL 0297-35-2121

詳しくは裏面をご覧ください。

